

(様式 1 - 3)

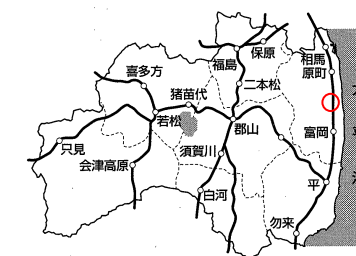
福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和 7 年 4 月時点

NO.	260	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 下羽鳥地区	事業番号	(5)-40-123
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費		131,950 千円	全体事業費	1,112,100 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
避難指示区域のある双葉町において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理を行いながら、水稻を中心とした営農活動を行ってきた。 しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が困難となり、施設の劣化や機能低下が見られる。 本町においては、震災後の自主避難や作付け制限、除染等により営農再開できない農地が散在し、面的な営農再開が進まない状況もあるが、一部地域では作付けが再開されており、本地区においても、農家の営農意欲が高く、担い手農家への農地利用集積を図りながら、営農再開に向けた取組みが行われている。 よって本事業を導入することにより、担い手農家への農地利用集積や、ほ場の区画拡大による生産性の向上を図り、農村地域の営農再開を加速化させるものである。					
事業概要					
本地区は、担い手をはじめ多くの農家は営農再開意欲が強く、基盤整備を行うことで、ほ場の区画拡大による農業生産性の向上、農作業の協業化、担い手への農地集積を促進し、地域の復興再生に資することを目的とする。 受益面積 A=40ha（下羽鳥（しもはとり）地区） 【申請に係る事業概要】 第 50 回申請については、測量設計、換地業務、農業経営高度化支援事業を実施する。 【双葉町第二次復興計画】 施策 6（町の再興）－（6）町内復興拠点の広がりとしての段階的な整備 地権者の営農再開意欲や、双葉町の玄関口となる道路の景観的な観点を踏まえながら、花きの栽培その他再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンにおける取組の段階的な拡張を目指す。 【福島県復興計画】 6 農林水産業再生プロジェクトー 2 農業の再生ー④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進・⑤農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画ほ場の整備					
当面の事業概要					
<令和 7 年度> 測量設計、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 8 年度> 整地工、排水路工、道路工、暗渠排水工、補償、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 9 年度> 整地工、用水路工、排水路工、道路工、補償、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 10 年度> 整地工、用水路工、排水路工、道路工、暗渠排水工、補償、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 11 年度> 整地工、暗渠排水工、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 12 年度> 整地工、測量設計、換地業務、農業経営高度化支援事業					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
本地区は、避難指示区域であったことから、農用地並びに農業用施設の維持管理が不可能となり、施設の劣化や機能低下が顕著であるため、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による農業生産基盤の整備を行う必要がある。					
関連する事業の概要					

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 下羽鳥地区 位置図

位置図



No. 54

事業番号：(5)-40-123

事業名：農山村地域復興基盤総合整備事業
（農地整備事業）

地区名：下羽鳥地区

受益面積
A=40ha

